

感対第 585 - 1号
令和4年7月14日

一般社団法人埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 山崎 達也
(公印省略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の一部改正

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件については、令和4年6月30日付け感対第512号において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（健感発0630第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の発出をお伝えしているところですが、この度、別添のとおり一部改正の通知の発出がありました。

つきましては、改正の内容を御了知いただき、貴会員の医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

記

【改正箇所】

Q & Aの追加

- ・ Q 6 「みなし陽性者の届出に当たっての注意事項」
- ・ Q 1 0 「就業制限通知書に記載する通知事項の変更」

※Q 6 について、厚生労働省通知においては、

『②用紙による届出の場合

診断(検案)した者(死体)の類型：「疑似症患者」を選択

診断の根拠となった検体の採取年月日：未記入』

とされているところですが、みなし陽性者を正確に把握するため、HER-SYS入力の場合に準じて、余白部分に「臨床診断」と追加で記入いただくようお願いいたします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL : 048-830-3557

Email : a7500-13@pref.saitama.lg.jp